各都道府県知事殿

総務省自治行政局長 (公印省略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(通知)

平成30年地方分権改革に関する提案募集において、個人番号を記載した住民票の写し等の同一の世帯に属する者以外の代理人に対する交付について、代理人からの請求の場合は、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することが適当であるとされているところ、代理人のうち、成年後見人に対しては、直接交付を可能とするべきである旨の提案がありました。

成年後見人等の法定代理人については、窓口において直接交付したとしても、適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知)の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村(特別区を含む。)に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく 技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正 住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第2 実施期日

この通知は、通知の日から実施する。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課 舘野係長、田邉 03-5253-5517(直通)

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表(平成30年11月27日実施)

(傍線の部分は改正部分)

旧(現行)

新(平成30年 月 日実施)

- 第2 住民基本台帳
 - 4 住民票の写し等の交付
 - (1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付
 - ①窓口における請求の場合
 - ア 請求の受理

(7)~(t) (略)

(カ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る個人番号を記載した住民票の写し等の交付請求については、個人番号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとするとともに本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。

ただし、同一の世帯に属する者以外の代理人(法定代理人、任意代理人の別を問わない_)であっても、(ウ)により、代理権限を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができる。この場合、個人番号の性格に<u>かんがみ</u>、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住

- 第2 住民基本台帳
 - 4 住民票の写し等の交付
 - (1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付
 - ①窓口における請求の場合
 - ア 請求の受理

(ア)~(オ) (略)

(カ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る個人番号 を記載した住民票の写し等の交付請求については、個人番 号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求 めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること 等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個 人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとす るとともに本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求に より、これらの者に対してのみ交付することが適当である。 ただし、同一世帯の者以外の代理人であっても、15歳未 満の者の法定代理人又は成年後見人からの請求であって、 (ウ) - Aにより、本人の法定代理人である旨を確認できた場 合には、当該法定代理人に対して、交付して差し支えない。 なお、上記以外の代理人 (法定代理人、 任意代理人の別を問わない。)であっても、(ウ)により、代 理権限を有することが確認できる書類を付して請求を行う ことができる。この場合、個人番号の性格に鑑み、代 理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住

所あてに郵便等により送付する方法が適当である。	所あてに郵便等により送付する方法が適当である。
$(2) \sim (5)$ (略)	$(2) \sim (5)$ (略)